免税軽油申請の手引き

1 軽油引取税とは

- 問い軽油引取税とは、どのような税金ですか。
- 答え 軽油引取税は、昭和 31 年 6 月 1 日に創設された税金であり、当初は目的税として道路に関する費用に充てられる道路特定財源でしたが、平成 21 年度税制改正により、平成 21 年 4 月から使い道が特定されない普通税となりました。税額は、当分の間、1 リットルにつき 32 円 10 銭となっています。

2 免税軽油制度とは

- 問い 免税軽油制度とは、どのような制度ですか。
- 答え 軽油引取税は、道路上を走行する車両の動力源として消費される軽油のみに税 負担を求めるだけでなく、いかなる目的のための軽油の消費であるかに関係な く、広く軽油の消費に税負担を求めるものですが、<u>別表</u>の業種の用途に使用する 軽油についてのみ軽油引取税を免除する制度が免税軽油制度です。道路上を走行 する車両の動力源以外の目的に軽油を使用するからといって、全てが免税軽油制 度の適用を受けるとは限りません。

3 免税軽油申請の手続き

- 問い 免税軽油を受ける具体的な手続きはどのようにすればよいのですか。
- 答え 免税軽油制度の対象となる業種の用途に軽油を使用する場合には、免税軽油を使用する事務所等所在地を管轄する県税事務所に、まず、「免税軽油使用者証交付申請書」を提出して免税軽油使用者証の交付を受け、さらに「免税証交付申請書」を同じ県税事務所に提出し、免税証の交付を受けることとなります。

なお、原則として、免税軽油使用者証の交付(紛失等による再交付を含む。) を受けるとき、更新又は書替えをするときには、1件当たり400円の交付手数料 を徴収させていただきます。

4 免税軽油共同申請

- 問い 農業又は漁業などのように数人で一つの免税対象機械を使用する場合には、通 常の「免税軽油使用者証交付申請書」及び「免税証交付申請書」を県税事務所に 申請すればよいのですか。
- 答え 数人で一つの免税対象機械を使用する場合には、通常の「免税軽油使用者証交付申請書」ではなく、「免税軽油使用者証共同交付申請書」を県税事務所に申請しなければなりません。

また、免税証の交付を受ける場合には、通常の「免税証交付申請書」に「共同申請明細書」を添付して県税事務所に申請しなければなりません。

5 免税軽油申請に必要な添付書類

- 問い 免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けるために県税事務所に申請する場合に、申請書以外に何か添付書類が必要なのですか。
- 答え まず、免税軽油使用者証の交付を受ける場合には、免税機械に該当するかど うか判断するために機械の所有者又は使用者を明らかにする書類、機械のカタ ログ等が必要となります。

なお、免税軽油の対象業種によっては、行政官庁の許可(免許)証の写しを 提出いただくこともあります。

また、免税証の交付を受ける場合には、使用実績書及び免税軽油の引取り等に係る報告書(既に免税証の交付を受けている場合)、使用計画書を添付していただくことになります。

なお、農業の場合には、耕作証明書及び作付面積内訳書等を添付していただくことになります。

6 免税軽油使用者証の有効期間

- 問い 免税軽油使用者証は、一度申請すればいつまでも有効なのですか。
- 答え 免税軽油制度は、令和6年度税制改正において、令和9年(2027年)3月31日まで延長され、それに伴い、免税軽油使用者証の有効期間は、令和9年(2027年)3月31日までとなっております。

なお、専らレクリエーションの用(レクリエーションに関する事業の用を除く。)に供する船舶(いわゆる「プレジャーボート」)は、令和7年4月1日以降、免税軽油制度の対象外となるため、有効期間内の免税軽油使用者証をお持ちの場合、県税事務所に返納していただくことになります。

7 免税軽油使用者証の書替え

- 問い 免税対象機械の機種の入替え又は廃止の場合には、何か手続きが必要なのですか。
- 答え 免税対象機械の入れ替え、追加、廃止をした場合や名称、代表者、事務所又は事業所所在地の変更があった場合には、「免税軽油使用者証書替申請書」を県税事務所に提出し、免税軽油使用者証の書替えを行わなければなりません。

免税軽油使用者証の書替えを行ったときの有効期間は、書替える前の有効期間と同じとなります。

8 免税軽油使用者証の返納

- 問い 免税軽油制度の対象業種に該当しなくなった場合又は事業を廃止した場合には、どのような手続きが必要なのですか。
- 答え 免税軽油制度の対象業種に該当しなくなった場合又は事業を廃止した場合には、県税事務所に「免税軽油使用者証返納書」に免税軽油使用者証を添付して返納していただくこととなります。

9 免税証の使用方法

- 問い 県税事務所から交付を受けた免税証は、どのように使用すれば軽油引取税が 免除となるのですか。
- 答え 県税事務所から交付を受けた免税証は、免税対象機械に使用するための軽油 が納品されたときに石油製品販売業者に渡すことで、軽油引取税が免除された 代金で購入できることになります。

10 免税証の有効期間

- 問い 免税証には、有効期間があるのですか。
- 答え 免税証には、有効期間が明示されていますので、その有効期間内でしか使用できません。

有効期間内に使用しなかった場合や、免税軽油制度の対象業種に該当しなくなるか事業を廃止して免税軽油使用者に該当しなくなるなどして免税証が残った場合は、「軽油引取税免税証返納書」にその残った免税証を添付して県税事務所に返納していただくことになります。

11 免税証の交付期間

- 問い 免税証は、何月分交付されるのですか。
- 答え 農林漁業等については、1年間分の免税証が交付されます。 それ以外は、6月以内の単位で交付されます。

12 免税軽油を引き取る販売業者

- 問い 免税軽油は、どの販売業者からでも引き取ることができるのですか。
- 答え 免税軽油は、免税軽油使用者が最初に指定した石油製品販売業者以外の者からは原則として引き取ることはできません。

ただし、指定した販売業者に軽油がなく緊急に免税軽油が必要な場合には、 免税証の裏面に引き取る石油製品販売業者の者の氏名又は名称及び住所又は 所在地を記載して引き取ることができます。

緊急性がない場合には、「免税証交換申請書」に変更すべき免税証を添付して県税事務所に申請し、石油製品販売業者を変更した免税証を改めて交付を受け免税軽油を引き取っていただくことになります。

13 免税証の券面の変更

- 問い 免税証の券面を変更したい場合には、どのような手続きが必要なのですか。
- 答え 免税証の券面を変更する場合には、免税証を引き取る石油製品販売業者を変更する場合と同様に、「免税証交換申請書」に変更すべき免税証を添付して県税事務所に申請し、新しい券面の免税証の交付を受けていただくことになります。

14 免税軽油使用者証及び免税証の紛失

- 問い 免税軽油使用者証や免税証を紛失したり、盗難にあった場合には、どのようにすればよいのですか。
- 答え 県税事務所に「免税軽油使用者証紛失等届出書」又は「免税証紛失等届出書」 を提出していただくことになります。

15 免税軽油の用途外使用

- 問い 免税軽油を免税対象以外の機械に使用してしまったのですが、どのように すればよいのですか。
- 答え 免税対象以外の機械に使用した軽油の数量に1リットル当たり32円10銭 を乗じた税金を、用途外使用した日から30日以内に、免税証の交付を受けた 県税事務所に申告納付しなければなりません。

16 免税軽油の譲渡

- 問い 免税軽油を他人に譲り渡すことができるのですか。
- 答え 譲渡する前に、免税証の交付を受けた県税事務所に「免税軽油譲渡届出書」 により届出をし、承認を受ければ譲渡することができます。

ただし、譲渡した軽油の数量に1リットル当たり32円10銭を乗じた税金を、譲渡した日から30日以内に、免税証の交付を受けた県税事務所に申告納付しなければなりません。

なお、承認を受けずに免税軽油の譲渡をした場合には、譲渡を受けた者も 含めて2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられることになります。

17 免税証の譲渡

- 問い 免税証を他人に譲り渡すことはできるのですか。
- 答え 免税証は他人に譲り渡したり、他人から譲り受けることはできません。そのような行為をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられることになります。

また、譲り受けた免税証により免税軽油を引き取った場合には、10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金 (懲役刑と罰金刑が併科されることもあります。) が課せられることになります。

18 免税軽油使用者証及び免税証の管理

- 問い 免税軽油使用者証や免税証の管理はどのようにすればよいのですか。
- 答え 免税軽油使用者証や免税証は、盗難や紛失などを防止するため、金庫など施錠できる場所に保管してください。

また、免税対象機械の免税軽油使用状況を把握していただくために、免税対象機械ごとの運転日報を備えていただくことになります。

19 県税事務所職員による確認調査

問い 免税証の交付を受けた後、県税事務所の調査を受けることがあるのですか。

答え 免税証の使用状況を確認させていただくために、県税事務所の担当職員が、 現地調査へお伺いする場合があります。

(茨城県 R6.4)